

さいたま市サービス付き高齢者向け住宅事業登録に係る事務処理要領

(目的)

第1条 この要領は、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号。以下「法」という。）に定めるサービス付き高齢者向け住宅事業の登録等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(登録の申請)

第2条 法第5条第1項の登録（同条第2項の登録の更新を含む。）を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、法第6条の規定により、国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成23年厚生労働省令・国土交通省令第2号。以下「共同省令」という。）第4条に規定する申請書に共同省令第7条各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 共同省令第7条第1項第6号に規定する市長が必要と認める書類は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 加齢対応構造等のチェックリスト（様式第1号、様式第2号）
 - (2) 入居契約に関するチェックリスト（様式第3号）
 - (3) サービス付き高齢者向け住宅の共用部分（入居者が専有する居室等以外の部分）のうち、専ら入居者が共同で利用する居間、食堂、台所その他の居住の用に供する部分（以下「共同利用部分」という。）の面積を居室の面積に算入する場合は、共同利用部分を表示し面積を記載した平面図及び面積表
 - (4) 高齢者生活支援サービスの提供に係る約款
 - (5) 重要事項説明書
 - (6) 土地及び建物が自己所有ではない場合は、土地・建物の賃貸借契約書の写し
 - (7) 特定施設入居者生活介護を導入する場合は、運営事業者の選定結果通知書の写し
 - (8) 地域密着型サービスを導入する場合は、選定結果通知書の写し
 - (9) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条、第6条の2に基づく確認済証の写し又は第7条、第7条の2に基づく検査済証の写し
 - (10) その他市長が必要と認める図書
- 3 前2項の規定にかかわらず、法第5条第2項に規定する登録の更新を受けようとする場合にあっては、前項の第1号から第4号まで及び第6号から第9号までに掲げる書類について、既に市長に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、共同省令第4条に規定する申請書にその旨を記載して当該書類の添付を省略することができる。
- 4 前3項の申請書及び添付書類の提出部数は、正本1部及び写し2部とする。ただし、電磁的方法による申請を行う場合にあっては、写しの提出は不要とする。

(申請の取下げ)

第3条 登録申請者は、前条第1項の申請を取り下げようとするときは、サービス付き高齢者向け住宅事業取下届出書（様式第4号）により市長に届け出るものとする。

(同居者の要件)

第4条 共同省令第3条第1項第2号の「入居者が病気につかっていることその他特別の事情により当該入居者と同居させが必要であると市長が認める者」については、次に掲げる者を含むものとする。

- 一 入居者の介護を行う親族
- 二 入居者の扶養する児童又は障害者

(基準の運用)

第5条 共同省令第8条及び第9条の基準の運用については、さいたま市サービス付き高齢者向け住宅の登録基準等に係る取扱指針のとおりとする。

(登録等の通知)

第6条 市長は、法第7条第3項の規定により同条第1項の登録を受けたサービス付き高齢者向け住宅事業を行う者（以下「登録事業者」という。）に登録した旨を通知するときは、サービス付き高齢者向け住宅事業登録通知書（様式第5号）により通知するものとする。

2 市長は、法第7条第4項の規定により登録申請者に同条第1項に掲げる基準に適合しない旨を通知するときは、サービス付き高齢者向け住宅事業不適合通知書（様式第6号）により通知するものとする。

(登録の拒否)

第7条 市長は、法第8条第2項の規定により登録申請者に登録を拒否した旨を通知するときは、サービス付き高齢者向け住宅事業登録拒否通知書（様式第7号）により通知するものとする。

(登録事項等の変更)

第8条 登録事業者は、法第9条第1項の規定により登録事項等の変更を届け出るときは、共同省令第16条に規定する登録事項等変更届出書に共同省令第7条各号に掲げる書類のうち記載が変更された書類を添付して市長に届け出るものとする。

2 前項の変更届出書及び添付書類の提出部数は、正本1部及び写し2部とする。ただし、電磁的方法による申請を行う場合にあっては、写しの提出は不要とする。

(地位の承継)

第9条 法第11条第3項の規定により地位の承継を届け出るときは、サービス付き

高齢者向け住宅事業に係る地位の承継届出書（様式第8号）により市長に届け出るものとする。

（廃業等の届出）

第10条 登録事業者は、法第12条第1項及び第2項の規定により廃業等を届け出るときは、サービス付き高齢者向け住宅事業廃業届出書（様式第9号）により市長に届け出るものとする。

（登録の抹消）

第11条 登録事業者は、法第13条第1項1号の規定により登録の抹消を申請するときは、サービス付き高齢者向け住宅事業登録抹消申請書（様式第10号）により市長に申請するものとする。

（報告）

第12条 登録事業者又は法第24条第1項に規定する管理等受託者（以下「登録事業者等」という。）は、同項の規定により市長から報告を求められたときは、サービス付き高齢者向け住宅事業管理状況等報告書（様式第11号）により報告するものとする。

2 登録事業者等は、市長に対して毎年7月1日現在のサービス付き高齢者向け住宅の現況について、サービス付き高齢者向け住宅定期報告書（様式第12号）により報告するものとする。

（立入検査）

第13条 市長は、法第24条第1項の規定により立入検査を行うときは、あらかじめ登録事業者等に対し、検査の日時、場所及び必要な書類等をサービス付き高齢者向け住宅事業検査通知書（様式第13号）により通知するものとする。なお、検査職員は、立入検査を行うにあたり、さいたま市職員証を携帯し、これを提示しなければならない。

2 市長は、前項の規定により検査を行ったときは、登録事業者等に対し、検査の結果を、サービス付き高齢者向け住宅事業検査結果通知書（様式第14号）により通知するものとする。

（指示）

第14条 市長は、法第25条第1項から第3項までの規定により登録事業者に必要な措置をとるべきことを指示するときは、サービス付き高齢者向け住宅事業指示通知書（様式第15号）により指示するものとする。

2 登録事業者は、前項に規定する指示により必要な措置を講じたときは、第12条第1項の報告書に当該講じた措置が分かる書類を添付して報告するものとする。

(登録の取消し)

第15条 市長は、法第26条第3項の規定により登録事業者であった者に登録を取り消した旨を通知するときは、サービス付き高齢者向け住宅事業登録取消通知書（様式第16号）により通知するものとする。

(申請の手段)

第16条 この要領に定める申請、届出及び報告の手段については、書面又は電磁的方法とする。電磁的方法とは、送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの（電子申請システム）及びその他の情報通信の技術を利用する方法（電子メール）をいう。

(その他)

第17条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成23年10月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年12月14日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年9月1日から施行する。